* 第４回阿南市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会議事録
* 日　時　　平成２９年２月１５日（水）午後２時００分から
* 場　所　　委員会室　(阿南市役所本庁舎２階)
* 出席者　　阿南市産業部長　　　　　　　坂本　誠規

　　　　　阿南市市民部長　　　　　　　鈴江　省吾

　　　　　水産振興会長　　　　　　　　久米　順二

　　　　　森林組合長　　　　　　　　　内藤　富士夫

　　　　　農業委員会長　　　　　　　　萩野　敏則　（代理）村崎　明汎

三村土地改良区理事長　　　　　武田　恒章

　　　㈱ガイアパワー代表取締役　　藤崎　耕治　（代理）陶久　晴岳

　　　長生振興会　代表者　　　　　藤川　安幸

　　　地権者　代表者　　　　　　　石門　正弘

　　　阿南市産業経済委員長　　　　仁木　啓人

　　　阿南市産業経済副委員長　　　飯田　忠志

オブザーバー 徳島県農林水産政策課　湯浅　和弘

南部総合県民局　　　　山本　真樹子

事務局　　　　農林水産課　　　　　　長田　浩一・松本　佳彦

* 次　第
1. 開会
2. 議事
3. 閉会
* 議事

(1) 阿南市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会の協議経過について

・事務局（阿南市農林水産課）より説明

それでは、手元の資料にですね会議次第の次を開いてもらったらですね、今回この協議会の経過につきまして、簡単に説明というか記載をさせいただいております。それでは、本協議会で協議をいただきました経過につきまして、説明をいたします。まず、協議会での協議ですが昨年、４月開催の第１回協議会から９月開催の第３回協議会まで、阿南市が提案をいたします基本計画をご審議いただきました。その上で、第３回協議会におきましてご承認をいただき、ただ今の会長の挨拶の中にもありましたように、１２月６日にこの基本計画は公表をさせていただきました。また、その第３回協議会におきましては株式会社ガイアパワーさんより、基本計画策定後に提出予定でありました設備整備計画案につきまして、ご説明をいただきまして計画についての質疑について提出をいただくということと致しました。その結果、文書によりますご意見はございませんでしたが、第３回９月に開催しました第３回協議会でのご意見を紹介させてもらいます。お手元の資料では３．のところで意見等というとこで、①～⑥までで記載をさせてもらっていますが、まず①ですが護岸補修工事の手法について、どのような計画になっているか、というような質問がございまして、これについては石を金網で覆ったものをブロック状に護岸に並べていく、いわゆる蛇かご・フトンかご工法で考えている、と言うような回答でございました。それから②番目基金についてですが前回の説明では、収益の７％を想定しておりますが、実際の金額がわからなければ協議もできない、ということでございました。これはですね、後ほどＧＰ会社の方からですね設備整備計画に伴うものということで、ご説明があろうかと思います。③番目国有財産、赤線青線と言われているものですが、当然計画書の中にですね、赤線青線ございます。これの借受等の状況について、できれば計画書の中に盛り込むような方法があるんであれば、ということでご提案がございました。④番目、発電所が撤去されるまでの間、事業年度でいえば２０年間というふうに言われておりますが、ガイアパワーに窓口それから担当を置くということで、という質問というかご意見がございました。これにつきましては、了承しますというようなご回答を得ております。⑤番目の水質調査につきましては、ガイアパワーさんの方からの提案で、工事前・工事中・工事後という３回の提案がございましたが、工事前後の２回でいいのではというふうなご意見もございました。結論的に言いますと、地元の人々が安心できるような形にしてもらえればそれでいいということで、落ち着いたと思います。⑥番目でございます。事業期間の間、設備整備計画に記載されている各取組について、どこがチェックするのか、ということでございました。実際２０年間という長い期間でございますので、その間どうするのかということで、基本計画に記載のある通りですね、毎年度設備整備計画についての実施状況を調査し、進捗状況を確認することになります。これは市がするということになります。本事案、この事案はですね、基金の積み立てということがございますので、それについきましても市がチェックをするということでご回答をさせてもらいました。また、基金の取り扱いにつきましても、市の方で市の公金として、基金の設置及び管理並びに処分に関する条例というのを設置し、それに基づきまして阿南市会計の基金に積み立てをするということで、市が管理をさせてもらうと、またその使途、使い道につきましても阿南市の一般会計に計上する形になりますので、市議会の議決を得るような形の流れになります。前回の協議会までで、このような結論が出ておりますので、以上報告とさせてもらいます。よろしくお願いいたします。

構成員Ａ

・ただ今、事務局から報告をいただいたわけでございますが、この内容につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか？

構成員Ｅ

・今の質問の中で、⑥ですが２０年間という長い計画の中で市がチェックするとなっていますが、市がチェックするんですか？どこの担当でどういうチェックをするんですか？

事務局

・この計画につきましては、２０年間という事業年度当然あります。この後、ＧＰ会社の方から説明があると思うんですけど、基金を毎年積み立てていくということになりますので、それが設備整備計画に入っています。それと、先ほどから言っているように護岸の回収工事それから景観の事業ですね、前回の協議会の中ではさくら並木にするとか、そういうふうな計画もあるというふうな話でございます。当然毎年のように基金を市の会計というか市の基金に積み立ててもらう話になってくるので、それに向けてはそれがきちんと出来ているかどうか市の方が管理する話でございますし、そういう形になっています。ただ、基金の使途、使い道ですね。これにつきましては何も決まってないので、それについては前回の協議会で例えば、地元の方で何か使い道を考えられるような会議をもってもらって、という形が一番いいのではないかと思っております。ですから設備整備計画に載っている分の２０年間の計画のチェックについては、市がすると市が策定した基本計画の中にそのような文言で入っておりますので、市が当然管理をするというかチェックをする形になります。

構成員Ａ

・よろしいでしょうか？他にございませんでしょうか？

構成員Ｋ

・聞き漏らしとんであればあれですけど、設備整備計画についての意見の中に国有財産について、これってなんて言ってくれたんでしたっけ？

事務局

・国有財産についてはですね、当時の３回目の時にはですね、借受等の状況について計画書に盛り込めるものかどうか、ということで実際は、設備整備計画は市が承認すればみなし転用という形になりますので、それに向けては同じように転用の許可と同じような流れでの承認という部分がでてくると思いますので、設備整備計画に転用の申請に必要な添付書類を全てつけてもらうようになります。その際に、添付書類には借地契約だとか、もしかしたらそれが払い下げの形をとられるんだったら、そういった手続きをしましたという形でそんな証明書もつけていただくと、今思っているのは借地契約ですね。当面の間借地契約ということをしておりますので、借地契約の写し等も転用の申請上添付書類に必要でございますので、それを付けていただくということです。

構成員Ｋ

・あと２点申し上げます。１件目意見等のところですけど、窓口担当について了承いただいているという話だったと思いますけど、長生町の住民説明会のときにこの話があったということで、多分前回私が報告させてもらってると思うんです。具体的に言ったらあの時あった意見と言うのは工事をやる前、やってる最中、やった後とその現場においてガイアパワーさんなりなんなり、事業者の方にですね、ご相談ができるところをおいといて欲しいというような意見があったと思うんです。そこら辺について、設備整備計画のほうに入ってるんですかね。設備整備計画の中に窓口と言うことで大まかにあると思うんですけど、住民説明会の中の意見は、そのような意見だったので、それをふまえたかっこうで窓口担当者を配置っていうのをですね、考えていただく、もしくはできないんであれば、できません現場に電話番号書いとって、本社宛てで担当作っときますんでまずは電話してください。そしたらガイアパワーさんの方からその人の家の方まで行きます。というようなやり方でします、とかですねそういう意見をちょっといただきたいと思います。あと、水質調査についてですけども、この部分は工事終わった後にするんですかね。調査については、これも書いてるんですか計画に。

事務局

・それは入ってないですね。

構成員Ｋ

・計画に入ってないんであれば水質調査についてどうだったかっていうんは、委員変わったんですけど、前構成員が多分おっしゃってたと思うんです。委員が変わったとしても継続的に議論しとることは、やっぱりこれに対する答えというのは出していってほしいと思いますんでそこはお願いします。もう１点は、２８年９月１６日に現地視察行った際に、Ｅさんも僕も申し上げてましたけど、いわゆる公害関係のことですねことですね。雨音と光、熱の問題、そこについてどないなってるんかというところ、お調べいただいとんかどうかというところ、ちょっとお願いできますでしょうか。これは地元の中でもある意見ですので、進展あるのかどうかお聞かせください。

構成員Ｇ

・Ｋさんの方からありました、国有財産の問題はどういう状況になっとるのかという点に関してなんですけど、事務局からも報告がありましたけども、改めて申し上げます。平成２８年１２月１６日に国有財産赤線青線のことですけども、の土地の境界画定申請書、四国財務局徳島財務事務所に提出をしております。今年の２月３日、境界の立会を行って現在書類の申請中でございます。今後は弊社にて、国有財産を払い下げを受ける予定にしてます。ですが、申請の手続きに時間がかかっておりますので、工事の着工に差しさわりがあってはいけないということで、財務事務所様と協議を行いまして、申請の期間中に関しては、工事着手届を提出することとして、払い下げを受けるまでの間は賃貸契約をするということで、話がついております。国有財産に関しての報告です。続きまして、担当窓口この事業長い間ですね、なにかあった場合のガイアパワーとしての担当窓口どうするかという点に関してなんですけども、工事期間中はもちろん、当社および当社から発注を受けたものが、もちろん現場におります。が、工事が終わって発電所が無事運転開始いたしました後は、当社と致しましては、発電所にきちんとよく見える形で、掲示板を掲げて当社にご連絡をいただけるように、連絡先を明記したいと思っております。続いて水質の調査に関してなんですけど、詳細は検討中ということでございますけども、大抵工事の前と工事の後、これに関しては現在１回調査は終わっておりますけども、改めて前と後の調査は最低行いたいということで考えております。続きまして、太陽光の光の問題、その問題とあと雨の問題が、ご質問いただいてますね。先にお配りしておけばよかったんですけども、１枚資料を配らせてください。今お配りさせていただいたのは、太陽光の光の反射の問題でございます。約４ヘクタールにわたってですね太陽光パネルを敷き詰めることになりますので、周りの住民の皆さんに太陽光のパネルの光等がまぶしくないのかとか、それによって周りが熱をもってしまわないのかというような、ご意見がありました。それに関して簡単に説明させていただくために、漫画を作ってきております。基本的には、当該土地は周りの土地から周りの高さから地面から２メートルから４メートル上がった場所に、さらに、パネルを設置するということでございまして民家の２階の部分よりも高いところにパネルは設置されます。さらに、そのパネルに関しては角度を１０度の勾配を付けた設置をしますので、これが太陽光の光の反射が冬に関しても夏に関しても、太陽の光は上に反射するということが基本でございます。最初のページに一番上の図、夏至・春分・秋分・冬至と書いてありますけど、若干わかりにくいかもしれませんけど、太陽の角度と反射の方向を漫画にしております。もちろん冬は太陽の高度が低くて、低いところから東から上って南中、それで日が沈んでいくという形なんですけど、１０度のパネルの角度がありますので、基本的には朝は低い角度からパネルにあたって、太陽と同じ高さに逆の西側にですね、光は逃げていく。冬の南中の場合も低い角度からあたって太陽のパネルの角度が１０度ですので、太陽は光の反射の方向としては上、北側の上の方向に逃げていくと、夕方に関しては西側から光があたって東側の上方向に光が逃げていく、ということでございまして、基本的には四季を通じて民家の方に光が入っていくということは、基本的にはございませんし、そもそも高いところにあるパネルですので、民家の窓に光が入っていくということはございません。近くに小学校等もございますけども、十分な距離が確保されておりますので、３００メートル以上離れておりまして、ずっと上の方に光が逃げていくと、そもそも小学校のほうに光がいかないことになっております。従いまして、光の問題、熱の問題に関しましては、全くないと考えております。雨音に関してなんですけども、我々の方もですねパネルメーカー等にも問い合わせをしましたし、また弊社の設置事例、また、関連会社の設置事例等色々と調査をしましたけども、パネルにあたる雨音で苦情が出たという例は今のところ確認されておりません。雨音自体が音をもってますし、今回の計画地はもっとも近い民家、藤川さんというお宅が１２０メートルの距離であるんですけど、十分な距離がありまして雨の音と距離と合わせて考えますと、通常の周りの発している音の中に吸収されてしまうというレベルのものであるというふうに考えております。太陽と雨に関しての問題は以上でございます。

構成員Ｋ

・音の問題と光の問題は、民家には影響を与えないということで、調査されたということですね。わかりました。最後に確認なんですけど、国有財産って現場で聞いたときは賃貸借でいくって言よった気がするんやけど、払い下げになったんですか。

構成員Ｇ

・最終的には払い下げになりますが、

構成員Ｋ

・ガイアパワーさんの名義で取得するということですか。赤線青線がある部分をガイアパワーさんが取得するということですか。

構成員Ｇ

・はい、ガイアパワーがします。

構成員Ｋ

・国のほうとも話はできてるんですか。

構成員Ｇ

・できています。

構成員Ｋ

・あと担当窓口ですけれど、今おっしゃっていた中で気になるのは、工事中はガイアさんのプロパーの社員さんがいらっしゃるかわからんのやね。外注した下請けの業者さんが工事現場にはいらっしゃるかもしれんけど、ガイアさんはおらんかもしれんということやね？

構成員Ｇ

・かもしれないですね。

構成員Ｋ

・ということは、そこでお話があったときに「私はガイアパワーの下請けなんで知りません。」ということがないように、それはお伝えしといていただいたほうがいいと思います。住民説明会で話があったんで、工事中にもしかしたらほういうことがあるかもしれんので、知りませんという話にならんように注意しといていただければと思います。

構成員Ｇ

・連絡体制はきちんと毎日確認するようにいたします。

(2) 設備整備計画について

・㈱ガイアパワー（構成員Ｇ）より説明

よろしくお願いいたします。設備整備計画に関して、お手元に資料を配っていただいております。ホッチキス止めされているものが２つあると思います。１つが同じように見えますけど、申請者のところを見ていただきますと、氏名がＧＰ長生第一合同会社というのが１つで、もう１つがＧＰ長生第二合同会社というふうになっております。これは改めて申し上げますけど、電力への連携という電気を繋ぐときの申請の関係上、会社が２つになっていますけど、この長生の三倉地区の１つの土地を使ってやらしていただく一体の流れとなっております。この第一合同会社のほうですけども１枚めくっていただきますと、申請者の概要が長生第一合同会社で、この出資者は弊社ガイアパワーでございます。この合同会社の代表社員もガイアパワーなんですけど、職務執行者としては私が名前を上げさせていただいております。この第一のほうはですね、約パネルの占有面積としては、１４,９６５㎡約１.４ｈａで、太陽光パネルの規模としては約２,３９０ｋｗ、約２.４ｍｗと言いますけども、こう計画しております。もう１つは長生第二合同会社というところの、２枚目めくっていただきますと、同じくＧＰ長生第二合同会社で、代表社員は弊社ガイアパワーで、職務執行者は私が名前をあげさせていただいております。ここはパネルの占有面積としては約１.１ｈａ、１１,３５１㎡で、出力としては１,８１３ｋｗ約１.８ｍｗという規模の、太陽光発電設備を整備したいという計画でございます。まためくっていただきますと、縦３番あとは１と２ほぼ同じですけども、再生可能エネルギー発電整備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容、というのが４ページ目になるんですかね、１枚目から行きますと。ここの(１)農林漁業の健全な発展に資する取組の内容というのがありまして、その下に注意書きがありますけども、取組の内容というのが注意書きの下にございます。それを読ませていただきますと、取組内容、発電設備設置予定地北側にある川沿いに樹木を植え景観の整備を行う。次にその下の行、発電装置設置予定地北側の一部崩壊している護岸工事を行う。工事方法に関しては河川管理者と協議の上行う。その下、発電設備予定地西側、南側の崩壊している側溝の整備工事を行う。その下、阿南市に基金を設立し、毎年売電収入から一部積立を行う、ということを資する取組として、掲げさせていただきました。これに関して改めて、説明をもう少し具体的にさせていただきたいと思っております。お手元にＡ３の紙を３枚添付させていただいております。１枚目がＡ面土地利用計画の平面図、２枚目が構造図という紙がついております。３枚目が工程表というものをつけております。この資する取組で、あげさせていただいております、上から順番にいきますと、発電所の予定地北側に樹木景観の整備を行うというのがあります。このＡ３の図面の赤い丸、これが樹木を植えるということを検討しております。これは桜を植える予定にしておりまして、この赤い丸は今個数が少ないんですけど、個数に関しては経過を見て、きれいになるような形に整備したいと思っています。まずこれが発電所の北側に樹木を植えるというのは、桜を植えて地域の皆様が、少しでも和らいでいただけるような計画にしたいというふうに思っております。続きまして、護岸の補修というのがあります。これは桜を植えると申し上げました場所の北側に三倉川というのが流れているんですけど、この護岸が長年の流水によって若干の浸食を受けていると、皆様にも見ていただいた通りでございます。ここを現状復旧に近い形に、補修をするということを考えております。それに関しては、２枚目の構造図の方をご覧いただけたらと思います。この①護岸水路断面というのがありますけど、この土地利用計画に①で線を引いているところがあります。ここの断面をというイメージでご覧ください。まず、左側がパネルを置く敷地になります。この右側が川とその川に接した市道というのがありまして、その間、先ほども光のところで申し上げましたけど、この土地自体が高くなっておりますので、今整備されていないただの法面になっているんですけど、ここに１対１.５約３４度から３５度くらいの勾配をつけた法面を綺麗に整備しまして、厚層基材吹付という方法で法面を綺麗に長くもつような形で緑化をする予定にしております。法面の緑化をして、川の護岸の補修のところをさらに下に勾配を降りてきたら、かごマットと書いてあると思うんですけど、これがいわゆるフトンかごと言われるもので、金網に石を方形に固めたものですね。ここに並べて護岸をきちんと綺麗にするということを考えております。現状の川幅をいじらないよう、注意して補修をしたいと思っております。まず１つ資する取組の護岸の補修ということに関しては、ひとまず以上の説明とさせていただきまして、続きまして、取組の３番の発電設備設置予定地西側南側の崩壊している側溝の整備工事を行うところなんですけど、この図面の向かって左側が西側になります。②という線が入っているところですね。南側というのが③・④という線が入っているところなんですけど、これも構造図を照らして見ていただきたいと思うのですが、②のところはここも勾配約３４度、１対１.５の勾配をつけた法面を厚層基材吹付で綺麗に整備をします。その下の８００という数字が書いてあると思うんですけど、ここは本来水路があったりなかったりする部分なんですけど、こちらを綺麗に側溝を整備するということを計画しております。次の③番のところなんですけど、こちらも今勾配が場所によってまちまちの、ただ土を積み上げた状態のところになっているんですが、ここも同じ勾配に整備いたしまして、数字で５００と書いてある溝のようなものがあると思うんですけど、こちらを綺麗に側溝を整備するということを計画しております。④番のところに関しても、現状で擁壁があるんですけど、その擁壁の上を整備していく計画を持っているそうです。これによりますと現在水路があったりなかったりして、水の流れ等現状にあるがままにしてあるというところを、綺麗に勾配を計算して水の流れを整理するとともに、河川の護岸に関しても、見栄えよくまた、より土地の経緯に絡んで安心していただける様な形にしたいと思っております。合わせて、景観に配慮した発電所になるように計画をしておるところでございます。続いて、取組の４番の先ほどご質問でもありました基金のところなんですけど、売電収入の一部を積み立てるということを計画しております。前回の設備整備計画案のご紹介のところで、約税引き後利益の７％程度相当の積み立て、市の基金として積み立てさせてくださいということを申し上げました。それに関して、具体的などれぐらいになるんだというようなお話もいただいておりました、これに関しては約７％と言いますと、２００万円前後と想定しております。ここをパーセンテージでずっといきますと、弊社としても毎回計算が決算の後になってなかなか時間がかかるし、市としてもいくら入ってくるのかがなかなか予測が時間がかかるということがありまして、ここは２００万円の一定定額を基金として積み立てさせていただきたいと考えております。第一発電所、大きいほうですけども、こちらから１１０万円、第二発電所若干小さい方から９０万円を、定額で市に対して積み立てさせていただきたいというふうに存じます。基本的に設備整備計画の大まかな概要と、資する取組の詳細の説明に関して、終わらせていただきたいと思います。

構成員Ａ

・はい、ありがとうございました。それではただ今の説明の中で、あるいは設備整備計画の中で、ご質問等ございませんでしょうか？

構成員Ｆ

・一点教えてください。今回の計画面積が広いですけど、パネルを設置する下の地盤ですね、これは図面見よったら砕石はいくらですか？１５センチですか？

構成員Ｇ

・砕石に関しては、基本的に厚さ２０センチ程度を計画はしております。土地に現状の勾配がございますので、県の環境課さんと土地に関しては、基本的に造成工事は行わないということで、土の中に関しては、最大５０センチ以上、少なくともそれ以内にさわるのは抑えてくださいと、我々としてはできるだけ地面はさわらないようにしようと思っておりますので、最終土地の勾配の調整は砕石で行う予定です。部分的には砕石が１０センチないところもありますし、３０センチになる部分もでてくるかと思っております。

構成員Ｆ

・私の方も昨年太陽光の設備やっとんですけど、その時うちでやったんが大体砕石が２０センチぐらいしか入ってないんよな、どうしても草がよく生えるんよね、それに管理の手間がかかるんよ。私どもでも年に２回草刈りしたり、除草剤やったりして撤去していっきょんやけどね、４ｈａもある広いところやけん、そのあたり十分管理ができるようにそのあたりはしてもらいたい。

構成員Ｇ

・現状の計画では、年に３回草刈りを行いたいと思っております。できれば、地元の皆さんにお手伝いをお願いしたいと思っております。

構成員Ｇ

・年３回するなら心配ないかと思うんやけどね。

構成員Ｋ

・借地権は１５年でしたっけ。

構成員Ｇ

・それは２５年です。地上権の設定は２５年です。固定買取が２０年です。

構成員Ｋ

・ということは、固定買取で合わしとん？期限は？

事務局

・事業の年数でいえば２０年、

構成員Ｋ

・その後についてはないんやね？

事務局

・そうですね。

構成員Ｋ

・農政局さんいらっしゃいませんが、全国的にこの協議会を開催した際に、２０年以降の話っていうんは何か決められたり、

オブザーバーＡ

・ちなみに徳島県の川内のほうで、同様の事例がありまして、そこにつきましては基本的に短年度契約で更新していくような扱いの契約書になっていたと思います。両社が協議のうえ、特に申し出がなかったら自動更新するように契約を巻いてたのかと思います。

構成員Ｋ

・例えば、この再エネ法に限っては、事業としては２０年なんですけど、２０年後はもうこれは適応ないということなんですね。事業計画はこれで果たしたということで。例えば２０年後もガイアパワーさんが何らかの特例が出てから同じように同じところで２０年以降もされる場合というのは、この計画は終わってるんで計画適応はないと。

構成員Ｈ

・一応計画上は、様式にも出てあったと思いますが、発電設備試用期間というところに年数２０４８年２月末までと設定されてありますけども。

構成員Ｋ

・これで終わり。

構成員Ｈ

・これが一応計画ですね。

構成員Ｋ

・その後もしするとなったら、どうなるんですか。また計画せなあかんのですか。

事務局

・実際２０１８年３月から２０４８年２月まで使用期間といえば、３０年間という計画になされておりますが、この中の設備整備計画の中の資する取組の中では、たとえば基金についてはその内の２０年間の積み立てをすると、いうふうな計画で出されておりますね。それから以降、例えばきっちり２０年で資する取組が２０年で基金の積み立てが終わったところでですね、この計画の中には同じく後半の方には撤去及び現状回復に資する事項というのがありまして、それにつきましてもその項目、撤去及び現状回復に関することについても売電収入の中から、積み立てをしておいてその現状回復の費用についてもＧＰ会社のほうから負担をしてちゃんと現状に回復させるというふうな部分まで、この計画に入っているんですが、その中の年数は３０年間となってきますよね。その中でも、資する取組としたら色々護岸工事から用水の工事もして、その上基金に積み立てする期間は２０年間というふうな計画の形で出されている状況です。

構成員Ｋ

・４８年が終わったらもうこの計画はこれで終わり？

事務局

・終わりですね。

構成員Ｋ

・わかりました。ということは、一時転用でなしにこれは転用ということになると思うんですけど、３年に１回とか５年に１回とかないわけじゃないですか。だからもう事業終わってから農地戻るという話じゃなくて、このまま転用したままでいくと思うんですけども、計画終わったとしてもそのまま転用したままいく法律ですよね。４８年終わったのちも、本来であれば転用できないところをできとるっていう部分をそこで事業を、継続してもせんでもいいってことやね？

事務局

・そういうことですね。転用はしとるのでということで…。

構成員Ｋ

・転用はしとるけどこれはもう終わりで、他はもうお好きにどうぞという…。

事務局

・ただ計画にも書いてあるように、事業が終わってそのままほったらかしで解散してしまうってわけではなしに、撤去まで含めた形で現状復旧という、現状復旧も前々回までの協議会の中では話もありましたが、造成した状態のまま現状復旧という形で認識するんであれば、その形まで復旧した形で、事業終了ということになる。

構成員Ｋ

・ここには転用をまた編入というんは入ってないね。編入というかいわゆる農地に戻すという。

事務局

・そこまで入ってないです。

構成員Ｋ

・地目はもう転用したままで、見た目はもとに戻すということ。

事務局

・そうです。

構成員Ｊ

・どちらでも選択できるということですか？契約期間が終われば現状の転用のままか、他に転用するということが可能ということ？

構成員Ｋ

・今の話では農地に戻すことも可能ということ。けど、いったん農地に戻したら雑種地には戻せませんということ。

構成員Ａ

・他にございませんでしょうか？今の説明で設備整備計画の説明はよろしいでしょうか。

構成員Ｇ

・私としては、今回設備整備計画の特に資する取組に関しての説明は終わらせていただきます。以上です。

構成員Ａ

・これで計画の説明というんは終わりやね。他にそしたら設備整備計画についてご質問ご意見等はございませんでしょうか。

構成員Ｆ

・太陽光を２０年設置して更地にするだけの経費は積み立てていかないかんのやね。

構成員Ｇ

・この設備整備計画は、先ほど事務局からご紹介ありましたけども、縦６番の再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項の(１)撤去にかかる費用の負担及びその確保の方法ということで、事業計画としてはこの撤去費用を約３,０００万円、２０年間にわたって少しずつ積み立てをしていくということで立てています。

構成員Ａ

・ありがとうございました。ただ今構成員の皆さんからいただきましたご意見等も反映させたような形で、今後計画の承認作業を進めていただきたいので、よろしくお願いします。それでは、議事の３番目になりますが、その他の項目について事務局より説明してください。

(3) その他について

・事務局（阿南市農林水産課）より説明

先ほどガイアパワーさんのほうから、説明がありました設備整備計画でございますが、会長が今発言された通り、構成員の皆さんの意見を反映した内容に見直して、見直しはほとんどありませんが、今後承認作業を進めていくというような状況になります。この計画上の承認という部分をもって、これはみなし転用という形になることから、また今後、県それから農政局に転用案件としての書類審査等が必要となってございますので、今後事務的な手続きを市の方からあげていくという流れになっています。それからもう一つ皆さんが心配をされております設備整備計画に入っていなくても、今までの４回の協議会によって色々発言がありました意見だとか、それをガイアパワーさんの方からご回答いただいた部分もあります。その内容につきましては、それぞれ議事録という形で、ホームページ上で公開もされておりますし、その原本につきましては会長の決裁をいただいたあとに、市のほうで保管しておりますので、今回ご回答いただいた部分とか、前回までにご回答いただきました部分につきまして、了承いただいた部分につきましては設備整備計画のほうに具体的に記載がなかっても、それはその形で残ってる協議会の資料として残っておりますので、前の協議会でこういう話だったでないかというような形であれば、その部分協議内容は事務局の方で、ずっとこの間２０年間控えておるようになっておりますので、それは保護される内容になりますのでお願いしたいと思います。それでは、私が今言ったように今後この設備整備計画を、事務的に今後承認作業に向けて進めてまいりますのでよろしくお願いします。以上です。

構成員Ａ

・ただ今その他の件につきまして、事務局から説明がありましたが、この件については特にご質問等ございませんでしょうか。

構成員Ｋ

・いつぐらいになるんですか。最終、承認作業というのは…。

オブザーバーＡ

・書類が整うのが阿南市のほうから一応正式に同意の申請書があがってくるのがいつごろになるのかというのが、うちの方もすぐには国との協議がございますのでそれなりの時間がかかるかと思っております。

事務局

・一応明日に添付書類がすべて提出をいただけるというようになっておりますので、うちのほうは部長までの決裁をもらったうえで、県の方に協議をあげていくという形になりますので、来週そうそうぐらいの形に。

オブザーバーＡ

・関係者の同意であります土地改良区さんとかですね、会社の事業計画書ここに書くその他必要書類、それなりのボリュームがあるかと思いますので、それにきっちり揃えていったうえで、させていただきたいと思います。

事務局

・そのあたりは事前に準備いただいておりますので、

構成員Ｋ

・３月４月とかですか。

オブザーバーＡ

・一応年度内にはと一応考えているんですけど、

構成員Ｋ

・年度内に国の方にあげるという、

オブザーバーＡ

・速やかに国のほうにあげたいと思っています。

構成員Ａ

・よろしいでしょうか。そうしたら、工程表を簡単にご説明いただけたらと。

構成員Ｇ

・前回申し上げた内容と大きく変わっていないんですけど、承認が今回申請させていただいた事業計画の承認がいついただけるかというところにもよるんですけど、承認をいただいてから、発電所の売電開始まで約１年程度工事に時間をいただきたいというふうに思っております。これは第一発電所と第二発電所合わせてですね。なので、もしかしたら今後の工事の状況によっては、第一発電所が先にというような、完成してその次に第二発電所となるような場合もあるかもしれませんけど、今回の第一第二合わせての工程といたしましては、約１年程度を見込んでおります。具体的には農地転用を、今回の承認を３月の半ばごろにいただけるという前提で、工事のほうですけども土地の境界の確定等を今残っている最終手続きをしていきまして、本体の工事を４月から砕石の、まずは伐採残ってる木等を伐採整備をしまして、砕石の敷き詰め等を行いまして、工事としては今年の夏に本体の工事、太陽光パネルの架台とパネルの設置及びパワーコンディショナー等の設置、電気工事等にはいっていきたいというふうに思っております。第一と第二の発電所両方ありますので、併せて来年の年明けぐらいまでを本体の工事期間と見ておりまして、その後は、工事の内容の最終の確認調整等の時間をいただいて、来年の３月には第一第二合わせた連携ができるように考えております。護岸の補修の工事に関しては、現在最終河川課と阿南市の維持管理課さんと、協議を先ほど申し述べましたフトンかごを使った案、具体的な工事の方法に関しての協議をしているということがありまして、併せて周りが農繁期にかからないようにしていくということもありますので、河川の補修工事に関しては、来年の３月までの間の渇水期をみて、工事を進めるように調整をしているところでございます。大きな工程を簡単に以上でございます。

構成員Ａ

・ありがとうございました。今の工程について、何かご質問等ございませんでしょうか。

構成員Ｅ

・工事期間が非常に長いんで、近くに保育所、それから小学校、公民館等がありますんで、工事車両が頻繁に通ると思いますけど地元の車優先って言ったらおかしいですけど、安全面はぜひ確保してもらって工事車両が優先にならんように、特に農繁期等になったら色々多く通ると思いますので、雨季にこの周辺が水没の可能性もありますから、そういうとこを考慮して工事車両等の配慮をお願いしたいなと思います。

構成員Ｋ

・あと、その他なので計画以外に申し上げますけど、さっき言っていたクレームとかあったら、まとめて市のほうにも、年に１回でも半期に１回でも四半期に１回でもいいので報告してもらえますか。

構成員Ｇ

・遂次共有させてもらうよう努めます。

構成員Ａ

・他にございませんでしょうか。それでは以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。構成員の皆様には、長時間にわたりまして活発にご協議いただきありがとうございました。また、第１回の協議会以降長期にわたりまして、真摯にご協議いただきましたことを重ねまして、お礼を申し上げます。本事業は、初期の目的を十二分に達成されますよう心から祈念をいたしまして、本日の会を閉じることにいたします。本日はありがとうございました。